令和８年９月
遊佐町農業委員会第６回総会議事録

1. 開催日程　　令和８年９月25日（金）　午後６時00分～午後６時45分
2. 場　　所　　遊佐町役場　第１会議室
3. 会議に付した議案

報告事項１　　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について
報告事項２　　解約について
報告事項３　　地目変更登記に係る照会に対する回答について

議第　23号　　農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
議第　24号　　農地法第3条の規定による賃貸借契約許可申請について
議第　25号　　農地法第3条の規定による使用貸借契約許可申請について
議第　26号　　農用地利用集積等促進計画案について

4. 出席委員　　（16名中15名）

番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名
1	池田生子	2	髙橋昭二	3	土門悟	4	池田恒紀
5		6	大谷吉彦	7	鈴木宏弥	8	佐藤啓之
9	那須久美	10	伊藤幸治	11	髙橋茂央	12	前川一城
13	髙橋敬	14	高橋晃弘	15	三浦祐輝	16	齋藤勝広

5. 欠席委員　　（1名）

番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名
5	常田俊哉						

6. 出席農地利用最適化推進委員　（0名）

地区	氏　名	地区	氏　名	地区	氏　名	地区	氏　名

7. 欠席農地利用最適化推進委員　（0名）

地区	氏　名	地区	氏　名	地区	氏　名	地区	氏　名

8. 事務局出席者　　（3名）
荒木茂事務局長、石垣学係長、髙橋息吹主事
9. 関係機関・団体等その他出席した者　（0名　なし）

10.　会議の概要

事務局長	それでは、遊佐町農業委員会の 9 月定例会を開催させていただきます。 初めに、本日の出欠状況の報告を髙橋懲罰委員長よりお願い致します。 （2 番髙橋昭二委員が挙手し、議長が指名する）
2 番 髙橋昭二委員	本日の出欠状況を報告いたします。 「5 番 常田 俊哉」届出欠席。 以上、欠席委員 1名、出席委員15名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。 それでは、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。
齋藤会長	（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会　会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、齋藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 4 番池田恒紀委員、6 番大谷吉彦委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の髙橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 （事務局長が挙手し、議長が指名する。）
事務局長	（議案書・朗読説明）
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 （事務局が挙手し、議長が指名する。）
事務局	説明いたします。 報告事項１．農地法第３条の３の規定による届出書の受理について。 合計 10 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、報告事項２．解約について。 こちらは第三者への利用権設定のために解約するものです。関係する案件については議題 24 号で説明いたします。 報告事項３．地目変更登記に係る照会に対する回答について。 補足説明資料 1 ページから登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しておりますので併せてご覧ください。 番号 5 の照会地は、昭和 62 年 8 月 22 日付けで物置建築用地として農地法第 5 条転用許可を得て所有権移転され物置倉庫が建築されましたが、地目は農地のまま名義変更がされていたようです。9 月 10 日付けで法務局酒田支局から照会があり、9 月 14 日に事務局で現地確認を行い、非農地であることを確認し回答しております。
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。ありませんか。

議長	（質問・意見なし） 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、三浦委員長より報告をお願いします。 （15 番三浦祐輝会長代理が挙手し、議長が指名する）
15 番 三浦祐輝会長代理	9 月 16 日に、第 2 会議室で委員全員が出席して、農地法、土地改良法その他関係法令により、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 23 号、24 号、25 号、26 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 23 号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明をお願いします。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書・朗読説明）
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 （事務局係長が挙手し、議長が指名する）
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は１ページをご覧下さい。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 今月に申請があったのは番号 8 から 9 の 2 件になります。 番号 8、この案件は贈与での所有権移転になります。 所有者は他にも農地を所有していて、今年の 2 月総会で田を売買していました。その際に今回の申請地含め、相談を受けていたというものです。 当時は譲り受ける人が見つかりませんでしたが、家と畑が隣接している譲受人が贈与を受けるということで合意したようです。 現地は柿の木があり、今後は隣接する所有地と合わせて管理していくということです。 この案件は現地調査を土門悟委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 番号 9、この案件は贈与での所有権移転になります。 この場所は、譲受人所有地の間に非常に細長い形で入っており、今までも所有地と合わせて耕作してきた場所ということです。 また、譲渡人はこの場所を相続で取得し、農地はここだけということで処分を強く希望したため所有権移転で合意したということです。 現地調査は高橋晃弘委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 事務局からは以上です。
議長	それでは、番号 8 について 3 番土門悟委員より現地調査の報告をお願いします。
3 番　土門悟委員	はい、報告します。 審査基準書は１ページになります。 申請地は斜面になっている場所に柿の木がある場所です。 他人の土地を通らないと行けない場所ということで、隣接する土地を持つ譲受人以外への所有権移転は難しく、今後は柿の木を管理していくということなので問題ないと思います。以上です。
議長	次に、番号 9 について 14 番高橋晃弘委員より現地調査の報告をお願いします。

14 番 高橋晃弘委員	はい、報告します。 譲受人に話を聞いてきました。 この場所は譲渡人の祖父の時代に並びの田を譲受人に売買していたようです。その時は、この田も譲渡人家族の所有になっていると気付かず、ここ以外の所有地を売買したようです。その後、河川改修の関係で所有地が残っていることに気付き、急遽譲受人に相続してもらい、贈与で合意したようです。 説明のとおり、現在までの経過の事情もありますので、問題無いと思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし） それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 23 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、議第 23 号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 24 号　農地法第３条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書・朗読説明）
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
事務局	補足説明申し上げます。 農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 今月、申請があったのは番号 15 のみです。 この案件は、申請地について借人から、昨年は作付けしていた場所を今年は使っていないようだが、借りることはできないかと事務局に相談があり、事務局で貸人と連絡を取り、条件が折り合ったため賃借で合意となったものです。 8 月 27 日に貸人、借人、齋藤会長、事務局が立ち合って境界確認を行い、そのまま両者で来庁し申請となりました。 現地調査は齋藤会長にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 事務局からは以上です。
議長	それでは、私から現地調査の報告をします。 貸人は昨年まで申請地でメロンを作っていたようですが、高齢になり作るのも難しくなってきたということで、今年は作付けをしていなかったということでした。作付けされていない畑を見た、隣接地を耕作している借人が借りたいと相談を持ち掛けたようでした。 貸人の後継者としては孫がいるようですが、田をメインにやっており畑までは、なかなか手が回らないということでした。 借人は非常に意欲のある方ですので、問題無いと思います。以上です。 それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と私からの現地調査報告について、発言のあ

議長	る方は挙手願います。
	（髙橋敬委員が挙手し議長が指名する）
13 番　髙橋敬委員	賃借料が畑としては高いようですが、これは借人から申し入れたものですか。 また、借人はここに何を作付けする予定ですか。
議長	申請地は灌漑組合があって、その水利費がかかるので水利費相当金額を賃借料にすることで合意しています。 作付けはカブを予定しているということでした。
13 番　髙橋敬委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 （質問、意見なし） ないようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 24 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、議第 24 号　農地法第３条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 25 号　農地法第３条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局長	（議案書・朗読説明）
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	補足説明申し上げます。 今月に申請があったのは番号 6 のみです。 この案件は親子間での使用貸借になりますが、事情は少し特殊なものになります。 借人は今年の 4 月総会で田の利用権移転を受け、土地改良区の水利費の支払うために、借人の名前で届出をしていました。その後、貸人がすでに組合員になっており同世帯で 2 人が組合員になることはできないので、使用貸借をすることで組合員を借人に変更できるという土地改良区からのアドバイスにより使用貸借の申請になったものです。 現地調査は齋藤会長にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 事務局からは以上です。
議長	それでは、私から現地調査の報告をします。 貸人は長年農家をしている方で、法人の構成員になっていますが、4 月総会の案件のとおり、借人も農家をやるということで近くの田の利用権移転を受けたところでした。 ところが、土地改良区では貸人が組合員になっており、借人も組合員になると世帯で 2 人という状態になり、それはできないようです。貸人も高齢になってきたこともあり、使用貸借をして借人に土地改良区の組合員を変更することになったようです。借人には、これから地域の担い手として頑張ってもらいたいと思っています。以上です。 それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明について、質問、意見のある方は挙手願いま

議長	す。ありませんか。 （質問・意見なし） 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手） 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 次に、議第 26 号　農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書・朗読説明）
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	はじめに、所有権移転について説明いたします。 審査基準書は 5 ページからご覧ください。 申請があったのは番号 1 のみです。 この案件は譲受人が貸借で耕作してきた場所を、売買で取得する案件になります。それぞれ離れた申請地の単価が同じになっていますが、これは譲受人の希望によるものです。 現地調査は土門悟委員にお願いしておりましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 続きまして、利用権設定について。 今月申請があったのは番号 1 から 21 までの 21 件になります。 ほとんどの案件が更新の案件になりますので、新規の案件について説明いたします。 はじめに番号 16 ですが、これは今年の 10 月末までの契約で法人が借人となっていましたが、更新に際し耕作者を変更するものです。 次に番号21は今年の10月末までの契約で法人が借人になっていましたが、更新に際し耕作者を変更するものです。 また、この申請地は所有者が亡くなった後、相続人の相続放棄により所有者不明になっている場所のため、所有者不明農地の制度を利用し、県知事の裁定により中間管理機構が中間管理権を取得して借人に貸出すものです。 最後に、利用権移転について。 今回申請があったのは 1 から 4 までの 4 件で、すべて法人から個人に耕作者を変更するものです。 借人はこれまで法人の構成員として耕作してきましたが､今年 10 月の更新のタイミングで法人を脱退するとのことで、今まで借人が耕作していた場所の契約者を個人に変更するものです。 事務局からは以上です。
議長	それでは､所有権移転について 3 番 土門悟委員より現地調査報告をお願いします。
3 番　土門悟委員	はい、報告します。審査基準書の 5 ページになります。 申請地は 2 か所に分かれており、線路の西側と組合事務所の目の前になります。線路の西側ははえぬきを作付けしていて、もう一方は生産調整に利用しているようでした。 譲受人は以前から申請地を耕作しており、これからも家族で農業経営を続

3番　土門悟委員	けていくということでしたので、問題ないと思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 はじめに利用権設定の番号8から10､15から18について審議いたします。 この案件は12番 前川委員に関する案件ですので、前川委員は一時退席願います。
	（12番 前川一城委員　一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 利用権設定の番号8から10、15から18について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 前川一城委員は着席願います。
	（12番 前川一城委員　着席）
議長	次に利用権設定の番号11について審議いたします。この案件は3番 土門悟委員と12番 前川一城委員に関する案件ですので、土門悟委員と前川一城委員は一時退席願います。
	（3番 土門悟委員、12番 前川一城委員　一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 利用権設定の番号11について､原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 土門悟委員と前川一城委員は着席願います。
	（3番 土門悟委員、12番 前川一城委員　着席）
議長	次に利用権移転の番号1から4について審議いたします。この案件は3番 土門悟委員に関する案件ですので、土門悟委員は一時退席願います。
	（3番 土門悟委員　一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 利用権移転の番号1から4について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 土門悟委員は着席願います。
	（3番 土門悟委員　着席）
議長	次に利用権設定の番号19について審議いたします。この案件は2番 髙橋

議長	昭二委員と 14 番 高橋晃弘委員に関する案件ですので、髙橋昭二委員と高橋晃弘委員は一時退席願います。
	（2 番 髙橋昭二委員、14 番 高橋晃弘委員　一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 利用権設定の番号 19 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 髙橋昭二委員と高橋晃弘委員は着席願います。
	（2 番 髙橋昭二委員、14 番 高橋晃弘委員　着席）
議長	次に利用権設定の番号 21 について審議いたします。この案件は 10 番 伊藤幸治委員に関する案件ですので、伊藤幸治委員は一時退席願います。
	（10 番 伊藤幸治委員　一時退席）
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 利用権設定の番号 21 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 伊藤幸治委員は着席願います。
	（10 番 伊藤幸治委員　着席）
議長	最後にただいま審議いただいた案件以外について審議いたします。 何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） それでは質疑を打ち切り採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 （委員全員挙手） 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 （委員、事務局共になし） ないようですので、これで 9 月の総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

遊佐町農業委員会会議規則第13条の規定により、ここに署名します。

令和8年9月25日

議　長　　齋藤　勝広　　印

議事録署名委員

4番　　池田　恒紀　　印

6番　　大谷　吉彦　　印